社会福祉主事任用資格取得に関する内規

制　　定　2020年３月11日
大学運営会議

（趣旨）

第１条　この内規は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号）（以下「告示」という。）に基づく社会福祉主事の任用資格を取得するために必要な事項を定める。

（単位の修得）

第２条　社会福祉主事の任用資格を取得しようとする者は、所属する学部が定める卒業の要件を充足した上で、別表に掲げる告示に定める社会福祉主事の資格に関する科目指定に定める科目のうち３科目以上を修得しなければならない。

（他学部・他学科履修）

第３条　別表に規定されている授業科目のうち、学生が所属する学科以外の授業科目（全学共通科目を除く。）を履修しようとする場合には、学生が所属する学部の定めるところにより、あらかじめ履修の申請を行い、許可を得なければならない。

（事務の所管）

第４条　社会福祉主事任用資格に関する事務は、教務部が所管する。

（内規の改廃）

第５条　この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附　則（略）

別表（第２条関係）

告示に定める社会福祉主事の資格に関する科目指定に定める科目	左記に対応する本学の授業科目名・単位数	開講学部等	備考
社会福祉概論	社会福祉概論②	文学部	
社会福祉事業史	社会福祉事業史②	文学部	
社会福祉調査論	社会調査の方法②	文学部	
老人福祉論	高齢者福祉論②	全学共通科目	
地域福祉論	地域福祉論②	全学共通科目	
社会保障論	社会保障論Ａ②	経済学部	社会保障論Ａ・Ｂの２科目又は社会保障法１科目のいずれかを修得すること。
	社会保障論Ｂ②	経済学部	
	社会保障法②	法学部	
行政法	行政法Ⅰ④	法学部	Ⅰ・Ⅱの２科目を修得すること。
	行政法Ⅱ④	法学部	
経済学	経済法④	法学部	
社会政策	労働経済学②	経済学部	
社会学	社会学入門②	文学部	いずれか１科目修得すること。
	社会学②	経済学部	
教育学	教育原理②	全学共通科目	

（参考）　社会福祉主事の資格に関する科目指定（昭和25年厚生省告示第226号）

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学